

答弁書第二〇九号

内閣参質一七七第二〇九号

平成二十三年七月一日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡武夫殿

参議院議員山谷えり子君提出検定通過の中学校用教科書の記述に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員山谷えり子君提出検定通過の中学校用教科書の記述に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

旧国家総動員法（昭和十三年法律第五十五号）により、朝鮮半島出身者が徴用されたことは承知しているが、政府としては、お尋ねの「朝鮮人徴用労務者が導入された」時期、「残留朝鮮人に帰還希望の有無」を実際に聴取した方法、「引きあげ」の形式及び人数、「外務省発表集第十号」にある情報の内容等については、現時点では、その詳細について確認することができないため、お答えすることは困難である。

五について

御指摘の教科用図書については、義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成二十一年文部科学省告示第三十三号）に照らし、教科用図書検定調査審議会の専門的な調査審議により教科用図書として適切であると判断され、検定に合格となったものであるが、御指摘の教科用図書の記述における「一九一〇年の日本の韓国併合による植民地統治の時代に、日本への移住を余儀なくされた人たちや、意思に反して日本に連れてこられて働かされた人たち」は、四で御指摘の「戦時中に徴用労務者としてきたもの」のみを示すものではないと考える。

